

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人の平成6年9月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月から7年3月まで
20歳から大学卒業までの間、母が国民年金保険料を納付してくれていた。母は、20歳から大学を卒業するまでの期間、金融機関の窓口で納めていたと言っているが、申立期間について学生免除が承認されている。調査をして、申立期間について、国民年金保険料を納付した記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間であり、申立期間以降の国民年金加入期間について、国民年金保険料はすべて納付されている。

また、申立人の国民年金加入手続及び保険料の納付を行っていた申立人の母は、国民年金加入期間（国民年金第3号被保険者であった期間を除く。）の保険料をすべて納付している。

さらに、申立人の母が申立人と同様に加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の兄及び弟の国民年金加入期間についての保険料はすべて納付済みとなっており、申立人の保険料のみを納付せず、免除申請したとするのは不自然である。

その他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 10 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 10 月から 51 年 3 月まで
平成 16 年ころに、年金の事を教えてもらうために社会保険事務所（当時）を訪れたところ、申立期間の納付事実が確認できず、免除期間になっていると教えられたが、私は、その時に初めて国民年金保険料の免除という制度があることを知ったので、申立期間当時に保険料の免除申請をしているはずがない。

また、国民年金保険料について、加入当初に未納期間があるのは承知しているが、定期的に納付するようになってからは、妻の保険料と一緒に納付しており自分だけ未納ということは納得できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 6 か月と短期間であり、国民年金への加入当初と申立期間を除き国民年金保険料の未納は無い上、60 歳以降も任意加入して保険料納付を続けるなど、国民年金制度への関心と納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人が居住する A 町では、申立期間当時、国民年金保険料の集金を納付組織に委託しており、自宅に来ていた集金人に夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立内容は信ぴょう性が高いとみられるとともに、申立人は、申立期間前後を通じて生活状況や住所に変化はみられないことから、申立人又は申立人の妻が免除申請を行うとは考え難い。

さらに、申立期間に係る申立人の妻の国民年金保険料は、申立人と同じように申請免除期間とされていたが、社会保険事務所の調査により A 町において納付記録が確認されたことから、平成 21 年 12 月 17 日に記録が訂正されていることが確認でき、納付記録の管理が適切に行われていなかった状況がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA組合における資格取得日に係る記録を昭和39年1月1日に、B社における資格取得日に係る記録を41年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、39年1月から同年11月までは1万6,000円、41年8月は2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、昭和39年1月から同年11月までの期間については履行していないと認められ、41年8月については、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年1月1日から同年12月1日まで
② 昭和41年8月1日から同年9月1日まで

昭和38年に入社後、途中で組合の専従職員となった期間があるものの、継続して勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者記録に空白期間があるのはおかしい。調査して、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立期間前後にB社の人事又は経理担当であった複数の者の証言により、申立人は、昭和39年1月1日に同社の社員からA組合の専従職員となったことが認められる。

また、上記人事担当者等は、申立期間①において「申立人は組合の専従職員として勤務しており、A組合での厚生年金保険の被保険者記録がある期間と比較して、業務内容等に変更は無かった。」と証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA組合における昭

和 39 年 12 月の社会保険事務所（当時）の記録から 1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主による申立てどおりの資格取得届や申立期間に行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などいずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主が、昭和 39 年 12 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 1 月から同年 11 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、複数の者の証言により、申立人が A 組合及び B 社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A 組合は、昭和 41 年 8 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、申立人の厚生年金保険の取扱いについて、前述の人事担当者等は、「申立人の勤務は継続しており、もともとグループの社員であることを考えると、厚生年金保険に継続して加入しているはずであり、厚生年金保険料も控除されていたはずである。」と証言している。

これらを総合的に考えると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められ、申立人の B 社における被保険者資格の取得日は、A 組合における資格喪失日と同日の昭和 41 年 8 月 1 日と認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の B 社における昭和 41 年 9 月の社会保険事務所の記録から、2 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は既に解散しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和24年12月30日）及び資格取得日（27年2月1日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額については24年12月から25年1月までは4,000円、同年2月から26年5月までは5,000円、同年6月から同年12月までは6,000円、27年1月は7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和7年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和24年12月30日から27年2月1日まで

A社に昭和23年に入社して以来、27年1月末までの間、同社の社長宅に住み、仕事の内容も変更なく、継続して働いていた。厚生年金保険の被保険者期間に空白があるのはおかしい。調査して、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主及び複数の同僚の証言から判断して、申立人がA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、同社に照会したところ、申立人について昭和23年9月1日に厚生年金保険の資格を取得したという内容の書類があり、途中で未加入期間は無いと回答しており、申立期間の前後において申立人の業務内容に変更は無かったとしている。

さらに、申立人と一緒に住み込みで働いていたとする同僚は、「申立人が途中で退職し、再び入社したことも、長期間休職していたこともない。」としており、当該同僚の厚生年金保険の被保険者記録に空白期間は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る申立期間前後の申立人の標準報酬月額及び申立期間の同僚の標準報酬月額の記録から判断して、昭和24年12月から25年1月までは4,000円、同年2月から26年5月までは5,000円、同年6月から同年12月までは6,000円、27年1月は7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和24年12月から27年1月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和39年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、40年10月31日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和39年10月から40年9月までの標準報酬月額は1万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月1日から40年10月31日まで

昭和39年3月16日から40年10月31日までA社B支店に勤務したが、厚生年金保険の資格喪失日は39年10月1日となっており1年違っている。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社B支店の被保険者名簿において、申立人と同姓同名かつ同一生年月日で、昭和39年10月1日に被保険者資格を取得し、40年10月31日に被保険者資格を喪失している基礎年金番号に未統合の厚生年金保険の被保険者記録が確認できたことから、申立人は、申立期間において、同社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、C社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の昭和39年10月の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人は申立期間において勤務していた事業所名を、A社B支店であるとしているが、申立期間当時の事務担当者は、「A社B支店に勤務していた時に、C社B支店が設立され、A社B支店の社員の一部をC社B支店に異動させた。」と証言しており、申立人を含む6人が昭和39年10月1日に、A社B支店の厚生年金保険の資格を喪失し、C社B支店において資格を取得していることが確認できる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格喪失日に係る記録を同年 2 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については 8 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 12 月 31 日から 48 年 1 月 1 日まで
② 昭和 51 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間①及び②について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

申立期間①については、B 社に昭和 47 年 12 月 31 日まで、申立期間②については、A 社に 51 年 1 月 31 日まで勤務していたので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の被保険者記録により、申立人は、A 社に昭和 51 年 1 月 31 日まで勤務していたことが認められる。

また、申立人と同じころ同社に在籍し、申立人を記憶している同僚（昭和 47 年 6 月 1 日に資格を取得し、48 年 12 月 31 日に資格を喪失。）は、48 年 12 月末日まで勤務した記憶があるにもかかわらず、申立人と同様に資格喪失日が 31 日となっていると述べている。そこで、この同僚が所持する給与明細書を見ると、退職月の給与から保険料が控除されていることが確認できる。保険料の控除方式について、同社の事務担当者は、保険料は昔から変わらず当月の給与から控除している旨説明していることから、その同僚が退職月の

給与から控除されている保険料は、退職月の保険料であると考えられる上、他の同僚の供述から、申立人及び前記同僚の退職時の事務担当者は同一の者と考えられ、給与の支払い等にも変わりはないと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、前記同僚と同様に、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の同社における昭和50年9月の社会保険事務所の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料が無く不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和51年2月1日と届けたにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、B社が保管する人事記録及び人事発令簿に、申立人が昭和47年12月30日付けで退職した旨が記載されており、雇用保険の被保険者記録においても、同日に離職していることが確認でき、これらの記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録と一致している。

また、人事発令簿に、申立人と同日に退職した旨が記載されている同僚が3名おり、このうちオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票において、同社での厚生年金保険の被保険者記録が確認できた2名は、退職日の翌日の昭和47年12月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和21年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を140円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月1日から21年3月1日まで

父はA社に定年まで継続勤務しており、途中で退職したことはない。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書により、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（同社本社（B工場）から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については確認できる資料は無いものの、申立人がA社C工場に転勤したのは昭和21年3月1日で、それまでは当時本社だった同社B工場勤務していた旨を書き記していること、また、20年9月10日に同社B工場で被保険者資格を喪失し、21年3月25日に同社C工場で資格取得している同僚が、「自分は終戦から半年くらいしてBからCに転勤になったが、途中で退職した記憶は無い。」と述べていることから判断すると、21年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（B工場）における昭和20年8月の健康保険労働者年金保険被保険者名簿の記録から、140

円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月

私は、昭和52年7月に会社を退職し、すぐにA市B区役所へ行き厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。

その際に、区役所の職員から国民年金保険料は7月分から納付が必要であること、及び納付は3か月単位で行う必要があることを教示されたが、所持金が少なかったため、区役所の窓口で7月の保険料だけを納付し、その場で8月分及び9月分の納付書を交付してもらった。

申立期間について、私は保険料を納付したはずなので、調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、B区役所において厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った際に、申立期間の保険料を同区役所窓口で納付したと述べているところ、国民年金被保険者台帳によると、申立人の国民年金の資格再取得日は昭和52年8月1日と記録されており、申立期間は未加入期間となることから、国民年金保険料を納付することができない。

また、前述の被保険者台帳だけでなく、オンライン記録及び申立人の所持する年金手帳においても、資格再取得日は昭和52年8月1日と記録されており、申立期間が未加入期間とされていることに不自然さはない。

さらに、申立人は、区役所窓口で納付した保険料額について、「付加保険料も合わせて納付した昭和52年8月分と同じ2,600円だと思う。」と述べていることから、付加保険料をも納付したような記憶がうかがえるが、制度上定額保険料を納付しなければ、付加保険料を納付することはできないため、申立内容とは符合しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から同年12月までの期間及び59年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年7月から同年12月まで
② 昭和59年4月から同年9月まで

申立期間①について、私は、長男が20歳になった時から、長男の国民年金保険料と一緒に私の保険料を納付してきた。

申立期間②について、私の夫が長男と私の国民年金保険料を納付していた。長男の保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納となっているのは納得がいかないので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立人の長男の国民年金保険料と一緒に自分の保険料を納付しており、また、申立期間②については、申立人の夫が長男の保険料と一緒に申立人の保険料を納付していたと主張している。

しかし、申立人の国民年金被保険者台帳によると、昭和41年5月1日に国民年金の被保険者資格を喪失した後、申立期間①直後の46年1月13日に国民年金の任意加入者として被保険者資格を取得している。また、56年6月1日に国民年金の被保険者資格を喪失した後、申立期間②直後の59年10月18日に国民年金に任意加入していることが確認できることから、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができなかったものと推認される上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の長男の国民年金手帳記号番号は、昭和50年2月13日に払い出されており、このころに申立人の長男は国民年金に加入したものと推認される上、昭

和 49 年度までの申立人の長男の保険料は、昭和 50 年 9 月に、さかのぼって納付していることが確認できることから申立内容とは符合しない。

申立期間②について、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫は既に死亡しており、保険料の納付状況について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 1 日から同年 7 月 20 日まで
② 昭和 40 年 7 月 21 日から 42 年 6 月 28 日まで
③ 昭和 42 年 12 月 16 日から 47 年 3 月 1 日まで

私は、A社、B社及びC社に勤務していたが、最終の事業所となっているD社に勤務していた記憶は無く、脱退手当金を請求したことも受け取った覚えも無い。

勤務していた上記申立期間について、調査して、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は勤務した覚えの無い「D社」の記録が誤って入ったまま脱退手当金が支給されていると主張しているが、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記載に不自然な点は無く、同名簿に記載されている昭和 47 年 8 月 21 日資格取得、48 年 1 月 21 日資格喪失という記録は、雇用保険の被保険者記録と一致しており、社会保険事務所（当時）と公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難い。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険脱退手当金裁定伺及び脱退手当金裁定請求書等が現存しており、当該裁定請求書の最後に被保険者として使用された事業所欄には、勤務した覚えが無いとしている「D社」の記載があるとともに、同請求書には申立人の氏名及び申立人の当時の住所が記載され、捺印があり、昭和 48 年 8 月 22 日に社会保険事務所に提出されたことが認められ、当該社会保険事務所では脱退手当金裁定伺を作成して決裁を得るなど適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、「D社」を最終事業

所とする申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 8 月 1 日から 36 年 8 月 20 日まで
② 昭和 36 年 8 月 1 日から 38 年 5 月 7 日まで
③ 昭和 38 年 5 月 7 日から 40 年 11 月 9 日まで

社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給している旨の説明を受けた。

私は脱退手当金の制度を知らなかったし、自分で請求手続など一切していないので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、脱退手当金の支給記録がある20人について調査したところ、15人が資格喪失後6か月以内に支給決定されている上、連絡先の把握できた同僚は、「申立期間当時、A社は脱退手当金の代理請求をしており、A社に脱退手当金の請求手続をしてもらった。」旨の証言をしていることを踏まえると、申立人についても事業主により代理請求された可能性が高いものと考えられる。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和41年4月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人は、申立期間の事業所を退職後、昭和49年まで国民年金への加入及び保険料の納付を行っておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月 1 日から 36 年 8 月 1 日まで
昭和 32 年 7 月頃、A社の専務に入社を勧められ同社に勤務することになった。春や秋には会社行事でB山やC山に行った。36 年 7 月 31 日に退職し、自営業を始めるまで勤務していた。
同僚には勤務期間において厚生年金保険の被保険者記録があるのに、私だけ記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所となる前から同社に勤務し、昭和 36 年 7 月 31 日に退職したと主張しているが、申立期間及びその前後に被保険者記録のある複数の同僚は、「申立人は退職して同業種の仕事をしていたと聞いているが、申立人の在職期間は覚えていない。」と証言しており、申立人の勤務期間及び退職日を特定することができない。

また、同社において申立期間当時の関係資料は保管されておらず、申立人の申立期間における勤務形態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立期間のうち昭和 36 年 4 月から同年 7 月までは国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 2 月 1 日から 52 年 6 月 25 日まで

私は、昭和 47 年ごろから 52 年 6 月までの約 5 年間、A 社に勤務した。しかし、A 社における厚生年金保険の記録が無い。A 社が厚生年金保険の適用事業所となった 50 年 2 月からは、私も厚生年金保険の被保険者であったはずである。A 社の同僚と一緒に写る職場旅行の写真を提出するので、調査をして厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票により氏名の確認できる同僚に照会したところ、複数の同僚が、申立人と一緒に当該事業所において勤務したとしていることから、期間は特定できないものの申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、複数の同僚は、申立人の勤務していた期間については具体的に記憶しておらず、また、当該事業所は、別会社と合併した後に解散しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料は無く、当時の事業主は既に他界していることから申立人の申立期間における勤務状況を確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、整理番号の欠番は無く、申立人の被保険者原票は確認できない。

さらに、申立期間のうち、昭和 50 年 2 月 1 日から同年 11 月 16 日までの期間は、申立人が当該事業所を退職した後に勤務したとする B 協同組合での厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、その記録は雇用保険の被保険者記録と一致する。

加えて、申立人は、A 社の同僚と写る写真を所持しているが、これは昭和

48年2月に撮影されたものであり、申立期間における当該事業所での勤務を示すものではない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。
A 社には昭和 49 年 3 月 31 日まで勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が所持する A 社における退職金計算書に、昭和 47 年 4 月 1 日から 49 年 3 月 31 日までを退職金の支給対象期間とする旨が記載されていることから、A 社における厚生年金保険の資格喪失日は、同年 4 月 1 日であると申し立てている。また、A 社の従業員名簿にも、同年 3 月 31 日退職と記載されていることが確認できるが、A 社は解散し、後継企業として B 社が人事記録を引き継いでいるものの、申立期間当時の事務担当者を確認することができず、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失手続がどのように行われたか明らかでない。

しかしながら、申立人の雇用保険の被保険者記録では、A 社における雇用保険の離職日は昭和 49 年 3 月 29 日であること、及び厚生年金基金の加入員記録においても、資格喪失日が同年 3 月 30 日であることが確認でき、両記録は、厚生年金保険の加入記録と一致しており、事業主が申立人の退職日を同年 3 月 29 日とし、資格喪失日を同年 3 月 30 日として届け出たことがうかがえる。

また、A 社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している 6 人全員の資格喪失日は、申立人の資格喪失日と同日の昭和 49 年 3 月 30 日となっていること

が確認できる。

さらに、申立期間当時にA社に勤務していた複数の同僚に照会し、A社では、保険料は翌月の給与から控除されていたとの証言が得られたが、退職月の保険料控除について具体的に記憶している者はおらず、申立人について、退職月の給与から2か月分の保険料を控除されていたと考えられる資料や供述は得られなかった。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 2 月 26 日から 34 年 11 月 2 日まで
昭和 32 年 4 月 4 日に A 社に入社した。途中、事業所名が B 社に変わったが 55 年 4 月 26 日に退社するまで継続して勤務していた。
しかし、年金記録では申立期間に係る記録が抜け落ちているので、訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、継続して A 社に勤務していたと主張しているが、昭和 33 年 4 月に入社したとする同僚は、「申立人は、自身の入社時には勤務しておらず、私より後に入社されたと思う。」と証言している。

また、同僚は、「申立期間当時は、しばらく後に再入社する従業員も何人かいた。」旨を証言しており、事実、同社においては、被保険者資格を喪失し、1 か月ないし 2 年 11 か月後に再取得している者が複数確認できる。

さらに、同僚からも申立人の申立期間における勤務実態についての証言を得ることができない。

加えて、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人は昭和 33 年 2 月 26 日に被保険者資格を喪失し、健康保険証を返納したことが確認できるとともに、当該期間に係る健康保険整理番号に欠番は無く、被保険者名簿の記録及びオンライン記録に不自然さは見受けられない。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月 26 日から同年 12 月 21 日まで
年金記録を確認したところ、昭和 53 年 9 月から 3 か月間の厚生年金保険の加入記録が無いことがわかった。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和 53 年 9 月 26 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、B社において同年 12 月 21 日に被保険者資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

また、A社において申立人と同日の昭和 53 年 9 月 26 日に被保険者資格を喪失している複数の同僚が、第2次オイルショックの影響で会社の規模が縮小されることになり、多くの退職者が出たと述べており、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、200 人を超える被保険者が申立人と同日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、A社で被保険者資格を喪失した後、B社で被保険者資格を取得している者は申立人を含め 35 人確認できるが、うち 32 人については被保険者期間の欠落が見られる上、複数の同僚がB社に入社するまでは、厚生年金保険料は控除されていなかったと述べている。

加えて、申立人に係るC厚生年金基金、同健康保険組合及び雇用保険の被保険者記録はいずれも厚生年金保険の記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細

書等の資料は無く、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 12 月 30 日から 48 年 1 月 1 日まで
私は、A社に昭和 44 年 4 月 1 日から 47 年 12 月 31 日まで勤務していたと認識していた。ところが「ねんきん特別便」よると、47 年 12 月 30 日に資格を喪失したことになる。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録では、A社の離職年月日は昭和 47 年 12 月 31 日であることが確認でき、申立内容と一致している。

しかしながら、同社が保管する人事記録（退職者名簿）では、申立人が昭和 47 年 12 月 29 日付けで退職した旨記載されている。この人事記録によると、同年 12 月中の退職者が 27 人みられ、申立人と同日付けで退職した者が申立人を含め 12 人おり、この 12 人のオンライン記録をみるとすべての者が同年 12 月 30 日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、厚生年金基金連合会（当時）の記録によると、申立人の加入員期間は昭和 47 年 12 月 30 日までとなっており、厚生年金保険被保険者記録と一致している。

さらに、同社では、厚生年金保険料は翌月控除としており、退職月である 12 月の保険料は給与より控除していないとしている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 1 月 29 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 32 年 6 月 2 日から同年 7 月 8 日まで

私は、昭和 32 年 1 月 29 日から A 社に勤務していたが、当時、船員は船員手帳を持たなければ乗船もできず、また雇入、雇止契約については、海運局で公認を受けなければならなかった。船員手帳には 32 年 1 月 29 日雇入、同年 7 月 8 日雇止と記載されているが、船員保険の年金記録では、資格取得日は 32 年 4 月 1 日、資格喪失日は同年 6 月 2 日となっており、記録が相違しているので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が保管する船員手帳によると、A 社に係る雇入年月日は昭和 32 年 1 月 29 日、雇止年月日は同年 7 月 8 日であることが確認できることから、船員保険の加入期間も一致するはずであると主張している。

しかし、申立期間①については、当該事業所に保存されていた申立人に係る船員保険被保険者資格取得届（控）によると、申立人が昭和 32 年 4 月 1 日に資格を取得した旨の記載があり、船員保険に係る申立人のオンライン記録と一致している。

また、申立人は、当該期間においては、高校に在学中であり、船員手帳にも「甲板実習生」との記載があり、実習生の期間の給与は 1 千円であったことが確認できるところ、その後乗船した昭和 32 年 4 月には、職務が「甲板員」、給与は 4 千円になっていることから、申立人は同年 4 月より本採用となったことが推認できる。

加えて、現在の事業所からの回答では、「船員保険は、失業保険等を包括した保険である事から、高校生に適用するとは考え難く、高校を卒業し、本

採用になってから船員保険に加入させたと思う。」と供述している。

これらのことから、事業主は、申立人が、本採用となった昭和 32 年 4 月をもって船員保険に加入させたと考えるのが相当である。

このほか、申立期間①において、申立人が、事業主により給与から船員保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間②については、当該事業所において保存されていた申立人に係る船員保険被保険者資格喪失届（控）によると、申立人が昭和 32 年 6 月 2 日に資格を喪失した旨の記載があり、船員保険に係る申立人のオンライン記録と一致している。

また、船員法において、船員手帳の雇入契約の記載は、海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り組む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であるとされており、船員手帳と船員保険の手続は一体のものでは無く、必ずしも船員手帳の雇止年月日の記載と船員保険の資格喪失日とが一致するものではない。

さらに、申立人は、同僚の名前を記憶していない上、申立期間に A 社での船員保険被保険者資格を有する者に問い合わせても、申立人を記憶している者を確認することができず、当時の勤務状況及び船員保険料の控除について同僚から証言を得ることもできない。

これらのことから、船員手帳の雇止年月日をもって、直ちに船員保険被保険者資格の喪失日の根拠とすることはできない。

このほか、申立人の申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から同年 10 月 17 日まで

私は、昭和 31 年ごろに通学していた中学の職業紹介により、A社に就職した。中学の職業紹介であるから社会保険に加入していることを前提で就職しているはずである。申立期間が厚生年金保険に未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは、同社の事業主の親族の証言から推認できる。

しかしながら、申立人が申立期間当時勤務していたA社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所であった記録が見当たらない。

また、A社の事業主の親族からの証言によると、同社の同僚に係る厚生年金保険への加入記録をみても、いずれの同僚も、同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 692

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 61 年 4 月 1 日に A 病院に看護職として就職した。当時、私は、正規採用ではなく臨時採用となっていた。同病院に就職の時点で、以前に勤務していた医院の年金手帳があることを失念していたため、別の番号で被保険者資格を取得した可能性があり、年金手帳には取り消された別番号の記載がある。厚生年金保険の記録が無いのは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の A 病院の状況を詳細に記憶していることから、同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 病院に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において申立人の氏名は確認できない上、同事業所では「当時、臨時職員の場合は厚生年金保険に未加入であった。また、当時、当病院において、非常勤職員のうち厚生年金保険加入の対象としていたのは研修医及び研究医であった。」としていることから、臨時職員の看護職であった申立人が厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

また、厚生年金保険記号番号払出簿によると、申立人が所持している年金手帳に「厚生年金番号重複取消」と記載されている厚生年金保険記号番号は、申立人が昭和 61 年 7 月 1 日に B 病院において資格を取得した際に同年 7 月 15 日付けで払い出されていること、及びその備考欄に「61. 9. 4 重複」と記載されていることが確認できることから、この厚生年金保険記号番号は申立事業所で資格取得した際に払い出されたものではない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 693

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月1日から41年3月1日まで

私は、昭和39年8月ごろからA社B支社に勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録では、厚生年金保険の加入が41年3月1日からとなっている。勤務を始めた時から厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは、同社が保管する営業成績を管理するサービス部員記録表から推認できる。

しかしながら、申立人を含む数名の同僚のサービス部員記録表に記載された採用日と、厚生年金保険の被保険者資格取得日を照らし合わせると、申立期間当時、A社では、サービス部員は書記補以上の資格に昇格できなければ厚生年金保険に加入させなかったと考えられ、申立人は、申立期間において、社内資格が書記補に至らない試補又は教育試補に該当したことから社会保険に加入できなかったと推認される。

また、当該事業所の厚生年金保険被保険者であった数名の元従業員は、「自分が勤務を開始した時期と厚生年金保険の加入記録を考えると試用期間があった。」と証言している。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票及びA社B支社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は、昭和41年3月1日であることが確認でき、社会保険事務所の記録に不自然さも認められない。

加えて、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、健康保険の整理番号に欠番は無く、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。